公益財団法人世田谷区保健センター職員給与規程

昭和５２年３月３１日
財 世 保 規 程 第 4 号

目　　次

第１章　総　　則（第１条～第５条）
第２章　給　　料（第６条～第11条）
第３章　諸　手　当（第12条～第22条）
第４章　補　　則（第23条～第26条）

第１章　　総　　則

（通　　則）

第１条　公益財団法人世田谷区保健センター（以下、「財団」という。）の職員の給与に関しては、この規程の定めるところによる。ただし、財団の要請に応じ、財団の業務に従事する世田谷区職員（以下、「派遣職員」という。）の給与に関し世田谷区と財団との間において締結した協定に基づく事項については、この限りでない。

２　財団が臨時に雇用する者の給与は、理事長が職員の給与との均衡を考慮して別に定める。

（給与の種類）

第２条　職員の給与は、給料及び次に掲げる諸手当等とする。

（１）扶養手当
（２）管理職手当
（３）初任給調整手当
（４）地域手当
（５）住居手当
（６）通勤手当
（７）特殊勤務手当
（８）超過勤務手当
（９）休日給
（10）管理職員特別勤務手当
（11）期末手当
（12）勤勉手当

２　業務について生じた実費の弁償は、給与に含まない。

一部改正［平成４年規程第４号・14年４号・25年度１号］

（給与の支払方法）

第３条　給与は通貨で直接職員に支払わなければならない。ただし、職員から申出のある場合は、口座振替により支払うことができる。

２　前項の給与の支払いの際、法令及び法令の規定に基づく協約又は協定により、給与から控除

する金員があるときは、理事長はこれを控除して支払うことができる。

（給与の支払日）

第４条　給与（期末手当及び勤勉手当を除く。以下本条において同じ。）の支払日は毎月１５日とする。ただし、月の初日以外の日に職員となった者の当該職員となった月の支払日はその月の末日までとする。

２　前項に規定する支払日が日曜日、土曜日又は休日にあたるときは、その日前にその日に最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日を支払日とする。

３　第１項の規定にかかわらず、理事長は災害その他の事由により給与の支払いが著しく困難なときは、支払日を一時変更することができる。

一部改正［平成 10 年規程 2 号］

（期末手当及び勤勉手当の支払日）

第５条　期末手当及び勤勉手当の支払日は、当該手当の支払いのつど、理事長が定める日とする。

第２章　　給　　料

（給料の意義及び給料表）

第６条　この規程において給料とは、正規の勤務時間による勤務に対する報酬をいう。

２　給料は、月額とし、別表第１から第５までに定める給料表による。

３　前項の給料表の適用範囲は、当該給料表に定めるところによる。

４　公益財団法人世田谷区保健センター職員就業規程（昭和５２年７月１９日財世保規程第６号。以下、「就業規程」という。）第２２条の３第１項の規定により育児短時間勤務の承認を受けた職員の給料月額は、その者につき定められている給料月額にかかわらず、当該定められている給料月額に、当該職員の育児短時間勤務承認後の週の勤務時間を職員の正規の週の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

一部改正［平成 21 年規程 5 号］

（給料の決定）

第７条　職員に適用される給料表の級は、その職務の複雑、困難及び責任の度合を考慮し、別表第６に定める基準により決定する。

２　新たに職員となった者の給料の月額は、別表第７から第８に定める基準による。

３　職員が一つの職務の級から上位の級に昇格した場合、下位の級に降格した場合及び給料表を異にする異動をした場合における給料の月額は別表第１０に定める基準による。

４　初任給決定の際又は昇格の際、１２月に満たない調整月数がある場合において、９月以上のときは９月、６月から９月未満のときは６月、３月から６月未満のときは３月をそれぞれ次期昇給期間で調整する。

（昇給の基準）

第８条　職員の昇給は、昇給させようとする職員の勤務成績判定期間における勤務成績に応じて行わなければならない。

２　前項の勤務成績判定期間とは、その前年の１月１日から１２月３１日までとする。

３　第１項の規定により昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、前項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を４号給（給表表（一）の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が６級であるものにあっては、零号給）とすることを標準として、次の区分（以下「昇給区分」という。）とする。

（１）「極めて良好」　　A

（２）「特に良好」　　B

（３）「良好」　　C

（４）「やや良好でない」D

（５）「良好でない」　　E

４　勤務成績判定期間における勤務成績の判定ができない者の昇給区分は、前項第３号の区分を適用するものとする。

５　昇給区分ごとの昇給の号給数は、当該各号に定める号給とする。

（１）昇給区分　A　６号昇給（６級　２号昇給）

（２）昇給区分　B　５号昇給（６級　１号昇給）

（３）昇給区分　C　４号昇給（６級　０号昇給）

（４）昇給区分　D　３号昇給（６級　０号昇給）

（５）昇給区分　E　昇給なし（６級　０号昇給）

６　前各項の規定にかかわらず、職員が５５歳（医師にあっては５７歳）に達した場合は、達した日の属する年度の翌年度以降の昇給において、４号抑制する。

７　職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

８　職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

一部改正［昭和 61 年規程 1 号・平成 14 年 4 号・18 年 2 号・30 年度 5 号・令和 7 年 7 号］

（昇給の時期）

第９条　前条に規定する昇給の時期は、毎年４月１日とする。

一部改正［平成 18 年規程 2 号］

（継続雇用職員の給料月額）

第９条の２　職員就業規程第２３条の２に規定する職員「以下、「継続雇用職員」という。）の給料月額は、定年時の７割の額とする。ただし、その者に適用される給料表の継続雇用職員の欄に掲げる給料月額の方が、高い場合は、給料表に示した額とする。

追加［平成 24 年度規程 3 号］一部改正［令和 6 年度規程第 4 号］

（短日継続雇用職員の給料月額）

第９条の３　職員就業規程第２３条の３に規定する短日継続雇用制度を利用する職員（以下、「短日継続雇用職員」という。）の給料月額は、その者につき定められている給料月額にかかわらず、前項に定められている給料月額に、５分の４を乗じて得た額とする。

追加［平成 24 年度規程 3 号］一部改正［令和 6 年度規程第 4 号］

（給料の支給方法）

第 10 条　給料は月の１日から末日までの期間（以下、「給与期間」という。）につき、給料月額の全額を月１回に支給する。

２　新たに職員となった者に対しては、その日から給料を支給し、昇給、降級等により給料額に異動を生じた者に対しては、その日から新たに定められた給料を支給する。

３　職員が離職したときは、その日まで給料を支給する。

４　職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。

５　前２項又は第３項の規定により給料を支給する場合であって、給与期間の初日から支給するとき以外のとき、又は給与期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その給与期間の現日数から週休日（就業規程第３２条第１項に規定する日をいう。以下同じ。）の日数を差し引いた日数を基礎として、日割によって計算する。

一部改正［平成 5 年規程第 3 号］

（退職又は解雇時の給料支給の特例）

第 11 条　職員が組織の改廃その他やむを得ない業務上の事由により解雇された場合には、その月の給料全額を支給する。

第３章　　諸　手　当

（扶養手当）

第 12 条　扶養手当は扶養親族のある職員に対して支給する。

２　前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けている者をいう。

（１）配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

（２）満２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある子

（３）満２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある孫

（４）満６０歳以上の父母及び祖父母

（５）満２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある弟妹

（６）心身の著しい障害により、将来にわたって労務に携わることができない者

３　扶養手当の月額は、次の各号に掲げる扶養親族の区分に応じて、扶養親族１人につき当該各号に掲げる額とする。

（１）前項第１号及び第３号から第６号に該当する扶養親族　6,000 円

（２）前項第２号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）　9,000 円

４　扶養親族たる子のうちに満１５歳に達する日後の最初の４月１日から満２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、４,０００円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数（同項第２号に該当する子がある場合にあっては、特定期間にある当該扶養親族たる子の数から１を減じた数）を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

一部改正［昭和 52 年規程第 4 号 2・53 年 2 号・54 年 1 号・55 年 2 号・56 年 2 号・57 年 1 号・59 年 1 号・60 年 1 号・61 年 1 号・63 年 2 号・平成 3 年 2 号・

4年6号・5年3号・6年3号・7年1号・8年2号・9年2号・11年1号・12年5号・15年2号・18年1号・18年5号・27年度4号・29年度5号]

第13条　新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は、ただちにそのことを証明する書類を添えて理事長に届け出なければならない。

（1）新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合

（2）扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

2　扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し又は死亡した場合においてはそれぞれの者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもののすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3　扶養手当は、次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。

（1）扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合

（2）扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合

（3）扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかったものが特定期間にある子となった場合

4　第2項ただし書の規定は、前項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

一部改正［平成5年規程3号・29年度5号］

（管理職手当）

第14条　次の各号に該当する職員に対しては、給料月額にそれぞれ当該各号に定める額を管理職手当として支給する。

（1）所長、局長及びこれに準ずる職員　135,300円（継続雇用106,500円）

（2）重要困難な事務を処理する課長（統括課長）　106,000円（継続雇用 77,400円）

（3）課長及びこれに準ずる職員　96,300円（継続雇用 70,300円）

2　前項各号に掲げる者に対しては、超過勤務手当及び休日給は支給しない。

３　管理職手当を受ける職員が月の初日から末日までの全勤務日にわたって勤務しなかった場合は、当月分の管理職手当を支給しない。

４　月の初日以外の日において、管理職手当の支給を開始若しくは停止すべき理由が生じたとき又はその額に変更を生じたときの当該手当の支給については、第１０条第４項の規定を準用する。この場合において、同条中「給料」とあるのは「管理職手当」と読み替えるものとする。

一部改正［平成５年規程４号・29年度５号・令和３年度規程３号・
令和７年度規程７号］

（初任給調整手当）

第15条　新たに採用された職員で別表第１１に定める支給対象に該当する職員については、同表に定める初任給調整手当を支給する。

一部改正［平成25年度規程１号］

（地域手当）

第16条　すべての職員に対して、地域手当を支給する。

２　地域手当の月額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に１００分の２０を乗じて得た額の範囲内とする。

３　地域手当の支給については、給料支給の例による。

一部改正［昭和57年規程１号・61年１号・平成４年８号・26年度１号］

（住居手当）

第17条　世帯主（これに準ずる者を含む。）である職員（理事長が別に定める住宅に居住する職員を除く。）のうち、自ら居住するための住宅を借り受け、月額２７，０００円以上の家賃を支払う者に対して住居手当を支給する。

２　住居手当の月額は、８，３００円とし、満２７歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある者には１８，７００円を、満２７歳に達する日以後の最初の４月１日から満３２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある者には９，３００円を、それぞれ月額に加算する。

３　住居手当の支給に関する必要な事項は、理事長が別に定める。

一部改正［昭和52年規定４号２・53年２号・60年１号・61年１号・62年３号
・63年２号・平成元年６号・３年２号・12年５号・25年度１号］

（通勤手当）

第18条　次の各号に掲げる職員に対しては、通勤手当を支給する。

（１）　通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用して、その運賃又は料金（以下「運賃」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが困難であると理事長が定める職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道２キロメートル未満であるもの及び第３号に掲げる職員を除く。）

（２）　通勤のため自転車、原動機付自転車、自動車その他の交通の用具等（以下、「自転車等」という。）を使用することを常例とする職員（自転車等を使用しなければ通勤することが困

難であると理事長が定める職員以外の職員であって、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道２キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

（３） 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自転車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自転車等を使用しなければ通勤することが困難であると理事長が定める職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道２キロメートル未満であるものを除く。）

２　通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に掲げる額とする。

（１）前項第１号に掲げる職員

その者の支給対象期間（６箇月を超えない範囲内で世田谷区の例により理事長が定める期間。以下同じ。）の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下、「運賃等相当額」という。）ただし、運賃等相当額を支給対象期間内で通勤手当が支給される月の数（以下、「支給月数」という。）で除して得た額が世田谷区の例により理事長が定める額を超えるときは、当該額に当該支給月数を乗じて得た額

（２）前項第２号に掲げる職員

別表第１３に掲げる職員の区分及び自転車等の片道の使用距離の区分に応じて同表に掲げる額に支給月数を乗じて得た額

（３）前項第３号に掲げる職員

通勤距離等の事情を考慮して運賃等相当額及び前項に掲げる額の合計額（その額を支給月数で除して得た額が世田谷区の例により理事長が定める額を超えるときは、当該額に支給月数を乗じて得た額）、第１号に掲げる額又は前号に掲げる額

３　通勤手当を支給される職員につき、離職その他の理事長が定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給対象期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して世田谷区の例により理事長が定める額を返納させるものとする。

４　前２項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は別に定める。

一部改正［昭和52年規程第4号2・53年2号・54年1号・55年2号・56年2号・57年1号・61年1号・62年3号・平成元年6号・3年2号・15年2号］

（特殊勤務手当）

第19条　特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲及び手当の額は、別に定めるところによる。

（超過勤務手当）

第20条　正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務１時間につき、第３項に規定する勤務１時間当たりの給与額に、次の各号に掲げる勤務の区分に応じて、それぞれ当該各号に掲げる割合（その勤務が午後１０時から翌日の午前５時までの間である場合は、その割合に１００分の２５を加算した割合）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

（１） 週休日及び休日（就業規程第３３条第１項に規定する日をいう。以下同じ。）（第２０条の２ただし書きの規定により休日給を支給しないとされる日を除く。）における勤務
１００分の１３５

（２）前号に掲げる勤務以外の勤務　　１００分の１２５

２　第１項の規定に定めるもののほか、就業規程第３０条の規定によりあらかじめ定められた１週間の正規の勤務時間を超えて就業規程第３２条第１項の規定により週休日とされた日に就業規程第３２条第２項の規定により正規の勤務時間を割り振られた職員には、当該正規の勤務時間に相当する時間（以下「割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間」という。）について、１時間につき、第３項に規定する勤務１時間当たりの給与額に１００分の２５を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

３　前項に規定する勤務１時間当たりの給与額は、給料の月額及び次の各号に掲げる手当の月額の合計額に１２を乗じ、その額を１週間当たりの勤務時間に５２を乗じたものから７時間４５分に就業規程第３３条第１項第１号に規定する日（土曜日に当たる日を除く。）及び第２号に規定する日（日曜日に当たる日及び土曜日に当たる日を除く。）の合計した数を乗じたものを減じたもので除して得た額とする。

（１）給料の月額に対する地域手当の月額

（２）初任給調整手当の月額

（３）特殊勤務手当のうち放射線業務手当（診療放射線技師に支給するものに限る。）の月額（当該手当が日額の場合、月額の算出方法は世田谷区の例による。）

４　正規の勤務時間を超えてした勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間との合計が１箇月について６０時間を超えた職員には、その６０時間を超えて勤務した全時間に対して、第１項第２項の規定にかかわらず、勤務１時間につき、前項に規定する勤務１時間当たりの給与額に次の各号に掲げる時間の区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

（１） 正規の勤務時間を超えてした勤務の時間　１００分の１５０（その時間が午後１０時から翌日の午前５時までの間である場合は、１００分の１７５）

（２）割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間　１００分の５０

一部改正［平成６年規程３号・10年２号・13年１号・22年１号・26年度１号］
追加［平成10年規程２号・22年１号］
削除［平成23年規程２号］

（休日給）

第20条の２　休日の勤務として、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には正規勤務時間中に勤務した全時間に対して勤務１時間につき第２０条第３項に規定する勤務１時間当たりの給与額に１００分の１３５を乗じて得た額を休日給として支給する。ただし、就業規程第３３条第２項の規定により、理事長が代休日を指定し当該代休日に勤務しなかった場合には、休日給は支給しない。

追加［平成４年規程４号］一部改正［平成６年規程３号・10年２号］

（管理職員特別勤務手当）

第 20 条の３　第１４条第１項に掲げる職員が臨時又は緊急の必要その他業務の運営の必要により週休日又は休日に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。ただし、就業規程第３３条第２項の規定により、理事長が休日の勤務に替えて職員に他の勤務日の勤務を免除した場合には、管理職員特別勤務手当は支給しない。

２　管理職員特別勤務手当の額は、前項の規定による勤務１回につき、第１４条第１項に規定する管理職手当の支給割合が１００分の２５の職員にあっては１２,０００円、１００分の２０の職員にあっては１０,０００円とする。ただし勤務に従事する時間が６時間を超える場合は、これらの額にそれぞれ１００分の１５０を乗じて得た額とする。

３　前２項に規定するもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

追加［平成 4 年規程 4 号］

（期末手当）

第 21 条　職員に対しては、世田谷区が支給する基準にならい理事長が別に定める基準により期末手当を支給するものとする。

一部改正［令和 3 年規程 3 号］

（勤勉手当）

第 22 条　職員に対しては、世田谷区が支給する基準にならい理事長が別に定める基準により勤勉手当を支給することができる。

一部改正［令和 3 年規程 3 号］

第４章　　補　　則

（給与の減額）

第 23 条　職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき、就業規程第３９条に定める特別休暇を受ける場合及び理事長が別に定める場合を除くほか、その勤務しない１時間につき第 20 条第３項に規定する勤務１時間当たりの給与額を減額して支給する。

２　前項の給与の減額は、減額すべき事実のあった日の属する給与期間（月の１日から末日までの期間をいう。以下同じ。）のものを直近の給与支給の際行うものとする。ただし、当該給与支給の際に減額できないときは、その後の給与支給の際行うことができる。

一部改正［平成 12 年規程 5 号］

（時間の計算）

第 24 条　第２０条及び前条における時間の合計に１時間未満の端数がある場合には、その端数が３０分以上のときは１時間とし、３０分未満のときは切捨てる。

（欠勤者等の給与）

第 25 条　欠勤者又は休職者等の給与については、第２３条に定める場合を除くほか別表第１２に定めるところによる。

２　就業規程第２２条の２第１項の規定による育児休業中の職員には、その育児休業の期間中、いかなる給与も支給しない。

３　前項の規定にかかわらず、育児休業中の職員については、期末手当及び勤勉手当を支給することができる。

一部改正［平成４年規程４号・12年５号］

（端数計算）

第26条　この規程による給与の計算において円位未満の端数を生ずるときは、その端数が５０銭未満のときは切捨て、５０銭以上１円未満の端数が生じたときは１円に切り上げる。

附　則（平成11年12月14日規程第5号）

（施行期日等）

１　この規程は、平成11年12月14日から施行する。

２　この規程による改正後の財団法人世田谷区保健センター職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、平成11年4月1日から施行する。

（最高号給を超える給料月額の切替等）

３　平成11年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において、職務の級の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、世田谷区の例に準拠して理事長が定める。

（切替期間等における異動者の号給等）

４　切替日からこの規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、この規程による改正前の財団法人世田谷区保健センター職員給与規程（以下「改正前の規程」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、世田谷区の例に準拠して理事長の定める職員の改正後の規程の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、世田谷区の例に準拠して理事長が定める。

（切替日前の異動者の号給等の調整）

５　切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び世田谷区の例に準拠して理事長が定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にして異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、世田谷区の例に準拠して理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（施行日から平成12年3月31日までの間における異動者の号給等の調整）

６　施行日から平成12年3月31日までの間において、改正後の規程の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、当該適用又は異動について、まず改正前の規程の規定が適用さ

れ、次いで当該適用又は異動の日から改正後の規程の規定が適用されるものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、世田谷区の例に準拠して理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

7　改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

（委　任）

8　附則第３項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、世田谷区の例に準拠して理事長が定める。

附　則（平成 12 年 12 月 13 日規程第 5 号）

（施行期日等）

1　この規程は、平成 12 年 12 月 13 日から施行する。

2　この規程による改正後の財団法人世田谷区保健センター職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、平成 12 年 4 月 1 日から適用する。

（給与の内払）

3　改正後の規程の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の財団法人世田谷区保健センター職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払いとみなす。

（委任）

4　前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、世田谷区の例に準拠して理事長が定める。

附　則（平成 13 年 2 月 13 日規程第 1 号）

1　この規程は平成 13 年 2 月 13 日から施行する。

2　この規程による改正後の財団法人世田谷区保健センター職員給与規程の規定は、平成 12 年 4 月 1 日から適用する。

附　則（平成 14 年 3 月 14 日規程第 4 号）

（施行期日等）

1　この規程は、平成 14 年 3 月 14 日から施行する。ただし、第８条第４項及び第 22 条の２並びに保健婦助産婦看護婦法の一部改正に伴う保健婦、看護婦、準看護婦の職務名に係る改正規定は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

2　この規程（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の財団法人世田谷区保健センター職員給与規程の規定は平成 13 年 4 月 1 日から適用する。

（昇給停止の経過措置）

3　平成 14 年 3 月 31 日（以下この項において「基準日」という。）において４７歳以上の職員で

同年４月１日以降在職するものについてのこの規程による改正後の財団法人世田谷区保健センター職員給与規程（以下「新規程」という。）第８条第４項の規定の適用については、同項中「５５歳」とあるのは、基準日において、５５歳以上の職員にあっては「５８歳」と、５１歳以上５５歳未満の職員にあっては「５７歳」と、４７歳以上５１歳未満の職員にあっては「５６歳」とする。

４　新規程第８条第４項の規定は、平成17年4月1日から平成23年3月31日までの間、５７歳（平成20年4月1日から平成23年3月31日までの間にあっては、５６歳）に達した日以降直近の3月31日において受ける号給の額又は給料月額が給料表（１）３級の最高の号給の額（以下「最高号給の額」という。）に達しないものについては、その者の受ける号給の額又は給料月額が最高号給の額と同じ額（同じ額がない場合は、その額を超える額のうちその額に最も近い額）の号給又は給料月額に達するまで適用しない。

５　前項の規定にかかわらず、職員がこの規程による改正前の第８条第４項本文の規定に該当することとなった場合には、昇給させることができない。

附　則（平成14年12月2日規程第6号）

（施行期日）

１　この規程は、平成15年1月1日から施行する。

（最高号給を超える給料月額の切換え等）

２　この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、職務の級の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、世田谷区の例に準拠して理事長が定める。

（施行日前の異動者の号給等の調整）

３　施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び世田谷区の例に準拠し理事長が定めるこれに準ずる職員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、理事長は、その者が施行日において職務の級を異にして異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより必要な調整を行うことができる。

４　前２項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、世田谷区の例に準拠し理事長が定める。

附　則（平成15年12月11日規程第2号）

（施行期日）

１　この規程は、平成16年1月1日から施行する。ただし、第18条第２項から第４項までの改正規定は、同年4月1日から施行する。

（最高号給を超える給料月額の切り替え等）

２　この規程（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、職務の級の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の施行日における

給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、理事長が定める。
（施行日前の異動者の号給等の調整）
3　施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長が定めるこれに準ずる職員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、理事長は、その者が施行日において職務の級を異にして異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、世田谷区の例により必要な調整を行うことができる。
（委任）
4　この附則に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附　則（平成 18 年 2 月 16 日規程第 1 号）
（施行期日）
1　この規程は、平成 18 年 2 月 16 日から施行する。
2　この規程による改正後の財団法人世田谷区保健センター職員給与規程の規定は、平成 18 年 1 月 1 日から適用する。ただし別表第２については、別表第２欄外に記載のとおり平成 17 年 4 月 1 日及び平成 18 年 1 月 1 日から適用する。
（最高号給を超える給料月額の切替え等）
3　この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、職務の級の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、世田谷区の例に準拠し理事長が定める。
（施行日前の異動者の号給等の調整）
4　施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び世田谷区の例に準拠して理事長が定めるこれに準ずる職員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にして異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、世田谷区の例に準拠して理事長が定めるところにより必要な調整を行うことができる。
（委任）
5　附則第３項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、世田谷区の例に準拠して理事長が定める。

附　則（平成 18 年 3 月 30 日規程第 2 号）
この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附　則（平成 18 年 12 月 1 日規程第 5 号）
この規程は、平成 19 年 1 月 1 日から施行する。

附　則（平成 21 年 3 月 20 日規程第 5 号）
この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附　則（平成 21 年 11 月 17 日規程第 9 号）

この規程は、平成 22 年 1 月 1 日から施行する。

附　則（平成 22 年 3 月 31 日規程第 1 号）

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附　則（平成 22 年 12 月 1 日規程第 9 号）

この規程は、平成 23 年 1 月 1 日から施行する。

附　則（平成 22 年 12 月 1 日規程第 8 号）

この規程は、平成 23 年 2 月 1 日から施行する。

附　則（平成 23 年 3 月 11 日規程第 2 号）

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附　則（平成 23 年 12 月 5 日規程第 13 号）

この規程は、平成 24 年 1 月 1 日から施行する。

附　則（平成 24 年 12 月 4 日規程第 3 号）

この規程は、平成 25 年 1 月 1 日から施行する。

附　則（平成 25 年 12 月 12 日規程第 1 号）

（施行期日）

1　この規程は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 17 条第１項から第２項までの改正規定は、同年 4 月 1 日から施行する。

（住居手当の経過措置）

2　施行日の前日において住居手当の支給を受けていた者で、改正後の第 17 条第１項の対象に該当しない者については、次の各号に掲げる日が属する期間に応じて当該各号に定める金額を支給する。

（１）平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間　　月額 6,000 円

（２）平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間　　月額 4,000 円

（３）平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間　　月額 2,000 円

附　則（平成 26 年 12 月 9 日規程第 2 号）

（施行期日等）

1　この規程は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

（１） 第１条の規定　平成 26 年 12 月 9 日
（２） 第２条の規定　平成 27 年 4 月 1 日
2　第１条の規定による改正後の職員給与規程（以下「新規程」という。）の規定は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。
（給与の内払）
3　新規程の規定を適用する場合においては、第１条の規定による改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、新規程の規定による給与の内払とみなす。

附　則（平成 27 年 12 月 4 日規程第 4 号）
この規程は平成 27 年 12 月 5 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附　則（平成 28 年 12 月 6 日規程第 2 号）
この規程は平成 28 年 12 月 6 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附　則（平成 29 年 12 月 5 日規程第 1 号）
この規程は平成 29 年 12 月 5 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附　則（平成 30 年 2 月 28 日規程第 5 号）
（施行期日）
1　この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
（扶養手当に関する特例措置）
2　第 12 条第３項の扶養手当については、平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間は次の各号に定める金額を支給する。
（１）第 12 条第２項第１号に該当する扶養親族　10,000 円
（２）第 12 条第２項第２号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）で満 15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にあるもののうち１人（職員に配偶者のない場合に限る。）　10,000 円
（３）扶養親族たる子のうち前号に該当するもの以外のもの　7,500 円
（４）第 12 条第２項第３号から第６号までに該当する扶養親族　6,000 円
3　前項の特例措置の期間においては、規程第 13 条第１項中「（２）扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第２項第３号若しくは第５号に該当する扶養親族が、満２２歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）」とあるのは
「（２）扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第２項第３号若しくは第５号に該当する扶養親族が、満２２歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）
（３）扶養親族たる子がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除

く。）

（４）扶養親族たる子がある職員が配偶者を有するに至った場合（第１号に該当する場合を除く。）」

と、同条第３項中「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第１項第３号若しくは第４号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、同条第４項中「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第１項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

４　平成 30 年 3 月 31 日において、改正前の職員給与規程第 12 条第２項第２号に該当する扶養親族たる子のうち１人（職員に配偶者のない場合に限る。以下「配偶者を欠く一子」という。）を扶養することにより扶養手当を受けている職員（同号に該当する扶養親族たる子（配偶者を欠く一子を除く。）を扶養することにより扶養手当を受けているものを除く。）が施行日以後、引き続き、満１５歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から満２２歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にない配偶者を欠く一子を扶養する場合（当該職員が改正後の規程第 12 条第２項第２号に該当する扶養親族たる子を新たに扶養することにより扶養手当の支給額が改定されるときを除く。）その他これに準ずる場合には、改正後の規程第 12 条の規定及び前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる年度に限り、当該各号に定める月額の配偶者を欠く一子に係る扶養手当を支給するものとする。

（１）平成 30 年度　11,500 円

（２）平成 31 年度から平成 35 年度まで　13,000 円

５　前項の規定により扶養手当を受けている職員が配偶者を有するに至った場合その他の同項の規定による扶養手当を受ける要件を欠くに至った場合（当該扶養手当に係る配偶者を欠く一子が満１５歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日の経過により、当該扶養手当を受ける要件を欠くに至った場合を除く。）には、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。

６　前項の規定による届出は、改正後の規程第 13 条第１項の規定による届出とみなす。

７　附則第４項の規定により扶養手当を受けている職員が配偶者を有するに至った場合その他の同項の規定による扶養手当を受ける要件を欠くに至った場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。

（管理職手当に関する特例措置）

８　規程第 14 条第１項第３号に該当する者については、平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間は月額 91,700 円を支給する。

（級・号給の切替え等）

９　平成 30 年 3 月 31 日に在職する職員の同年 4 月 1 日以後の給料表の適用については、規程改

正に伴う事務取扱いを世田谷区職員の給与取扱い（職員の給与に関する条例等）に準じる。ただし行政職給料表（一）を給料表（１）、行政職給料表（二）を給料表（２）、医療職給料表（二）を給料表（４）、医療職給料表（三）を給料表（５）に読み替えるものとする。

（委任）

１０　前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、財団の人事調整会議が定める。

附　則（平成 31 年 2 月 27 日規程第 5 号）

この規程は平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附　則（令和元年 12 月 3 日規程第 3 号）

この規程は令和 2 年 1 月 1 日から施行する。

附　則（令和 4 年 3 月 1 日規程第 3 号）

この規程は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附　則（令和 4 年 12 月 6 日規程第 2 号）

この規程は令和 4 年 12 月 6 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

附　則（令和 5 年 12 月 12 日規程第 1 号）

この規程は令和 5 年 12 月 12 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

附　則（令和 6 年 3 月 8 日規程第 5 号）

この規程は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附　則（令和 6 年 12 月 6 日規程第１号）

（施行期日）

1　この規程は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第１及び別表第３から別表第５の給料表については、令和 6 年 12 月 6 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

（扶養手当の月額の特例措置）

2　第 12 条第 3 項について、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間における扶養手当の月額は、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）又はパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると理事長が認める二者間の関係をいう。）の相手方に係る手当の月額を 4,000 円とし、子に係る手当の月額（扶養親族たる子のうちに満 15 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から満 22 歳に達する日以降の最初の 3 月 31 日までの間にある子がいる場合

にあっては、第 12 条第 4 項による特定期間に係る加算がなされる前の額）を 1 人につき 9,500 円とする。

3　第 12 条第 3 項について、令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの間における扶養手当の月額は、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）又はパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると理事長が認める二者間の関係をいう。）の相手方に係る手当の月額を 2,000 円とし、子に係る手当の月額（扶養親族たる子のうちに満 15 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から満 22 歳に達する日以降の最初の 3 月 31 日までの間にある子がいる場合にあっては、第 12 条第 4 項による特定期間に係る加算がなされる前の額）を 1 人につき 10,000 円とする。

附則　（令和 7 年 3 月 3 日規程第 4 号）

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附則　（令和 7 年 5 月 28 日規程第 1 号）

この規程は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

附則　（令和 7 年 12 月 9 日規程第 5 号）

（施行期日）

この規程は令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

2　別表第１から別表第５の給料表及び別表１０の昇格時対応号給表は、令和７年１２月９日から施行し、その適用は令和７年４月１日に遡って行う。

附則　（令和 7 年 3 月 6 日規程第 6 号）

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表第１（第６条）　　給料表（１）

職員の区分	職務の級	1　級	2　級	3　級	4　級	5　級	6　級
	号　給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
継続雇用以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	196,600	245,300	268,800	292,300	396,800	497,700
	2	197,500	246,200	270,200	294,200	399,300	506,200
	3	198,400	247,100	271,600	296,100	401,500	513,900
	4	199,300	248,100	273,000	298,000	403,800	520,400
	5	200,300	249,100	274,500	300,000	406,100	526,500
	6	201,300	250,200	276,100	301,900	408,400	532,000
	7	202,200	251,300	277,700	303,800	410,700	536,900
	8	203,100	252,400	279,300	305,800	412,900	539,400
	9	204,000	253,600	281,000	307,800	415,000	541,400
	10	205,000	254,800	282,700	309,700	417,300	
	11	206,100	256,000	284,500	311,700	419,400	
	12	207,100	257,200	286,300	313,700	421,500	
	13	208,100	258,400	288,100	315,700	423,600	
	14	209,300	259,700	289,900	317,700	425,500	
	15	210,500	261,000	291,700	319,700	427,400	
	16	211,700	262,300	293,600	321,700	429,200	
	17	213,000	263,700	295,500	323,600	431,000	
	18	214,400	265,100	297,300	325,500	432,600	
	19	216,000	266,500	299,200	327,500	434,100	
	20	217,600	267,900	301,100	329,500	435,400	
	21	219,200	269,400	303,000	331,500	436,700	
	22	220,800	270,900	304,800	333,500	438,100	
	23	222,400	272,400	306,700	335,400	439,300	
	24	224,000	273,900	308,600	337,400	440,300	
	25	225,600	275,400	310,500	339,400	441,400	
	26	227,300	276,900	312,800	341,800	442,500	
	27	229,000	278,400	315,200	344,300	443,500	
	28	230,700	279,900	317,600	346,800	444,400	
	29	232,000	281,500	320,000	349,300	445,200	
	30	232,900	283,600	321,900	351,400	446,000	
	31	233,600	285,700	323,700	353,500	446,800	
	32	234,300	287,800	325,500	355,500	447,600	
	33	235,000	290,000	327,300	357,500	448,300	
	34	235,800	291,400	329,100	359,500	449,000	
	35	236,600	292,800	330,800	361,500	449,800	
	36	237,500	294,200	332,500	363,500	450,500	
	37	238,400	295,700	334,200	365,500	451,100	
	38	239,300	297,100	336,000	367,500	451,800	
	39	240,300	298,500	337,700	369,500	452,400	
	40	241,200	299,900	339,400	371,400	453,000	

職員の区分	職務の級	1　級	2　級	3　級	4　級	5　級	6　級
	号　給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
継続雇用以外の職員	41	242,300	301,200	341,100	373,300	453,500	
	42	243,400	302,500	342,800	375,200	454,000	
	43	244,600	303,800	344,500	377,100	454,500	
	44	245,800	305,100	346,200	378,900	455,100	
	45	247,100	306,400	347,800	380,700	455,700	
	46	248,200	307,600	349,400	382,500	456,300	
	47	249,300	308,900	351,000	384,300	456,900	
	48	250,500	310,100	352,700	386,100	457,300	
	49	251,800	311,400	354,400	387,900	457,800	
	50	252,900	312,700	356,000	389,700	458,300	
	51	254,000	313,900	357,600	391,600	458,800	
	52	255,200	315,100	359,200	393,300	459,300	
	53	256,400	316,300	360,900	395,000	459,800	
	54	257,500	317,500	362,500	396,700	460,300	
	55	258,600	318,700	364,200	398,400	460,700	
	56	259,800	319,900	365,800	399,900	461,200	
	57	261,000	321,100	367,300	401,400	461,700	
	58	262,100	322,300	368,900	402,900	462,200	
	59	263,200	323,400	370,400	404,400	462,700	
	60	264,300	324,600	371,900	405,900	463,200	
	61	265,400	325,800	373,500	407,300	463,600	
	62	266,500	327,000	375,100	408,600	464,100	
	63	267,600	328,200	376,600	409,900	464,600	
	64	268,700	329,400	378,100	411,100	465,100	
	65	269,800	330,500	379,600	412,200	465,600	
	66	270,900	331,700	381,100	413,200	466,100	
	67	272,000	332,900	382,600	414,200	466,600	
	68	273,100	334,100	384,000	415,200	467,100	
	69	274,200	335,200	385,400	416,200	467,600	
	70	275,300	336,400	386,700	417,000	468,100	
	71	276,400	337,600	388,000	417,900	468,600	
	72	277,500	338,700	389,200	418,700	469,100	
	73	278,600	339,900	390,300	419,500	469,600	
	74	279,700	341,000	391,300	420,200	470,100	
	75	280,800	342,100	392,300	420,900	470,600	
	76	281,900	343,100	393,200	421,600	471,100	
	77	283,000	344,100	394,200	422,300	471,600	
	78	284,100	345,100	395,100	422,900		
	79	285,200	346,000	396,000	423,600		
	80	286,300	346,900	396,700	424,200		

職員の区分	職務の級	1　級	2　級	3　級	4　級	5　級	6　級
	号　給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
継続雇用以外の職員	81	287,300	347,600	397,500	424,800		
	82	288,400	348,400	398,300	425,300		
	83	289,500	349,100	399,000	425,800		
	84	290,500	349,800	399,600	426,300		
	85	291,600	350,300	400,300	426,800		
	86	292,700	350,900	400,900	427,200		
	87	293,800	351,500	401,500	427,700		
	88	294,800	352,000	402,000	428,200		
	89	295,900	352,600	402,500	428,600		
	90	297,000	353,200	403,000	429,100		
	91	298,000	353,800	403,500	429,600		
	92	299,100	354,300	404,000	430,000		
	93	300,200	354,800	404,500	430,400		
	94	301,300	355,300	405,000	430,900		
	95	302,400	355,800	405,500	431,400		
	96	303,400	356,300	406,000	431,800		
	97	304,400	356,800	406,400	432,200		
	98	305,500	357,200	406,800	432,600		
	99	306,600	357,700	407,300	433,000		
	100	307,700	358,200	407,800	433,400		
	101	308,600	358,700	408,300	433,800		
	102	309,600	359,100	408,800	434,200		
	103	310,600	359,600	409,300	434,600		
	104	311,500	360,100	409,700	435,000		
	105	312,400	360,600	410,100	435,400		
	106	313,300	361,000	410,500	435,800		
	107	314,200	361,400	410,900	436,200		
	108	315,100	361,800	411,300	436,600		
	109	315,900	362,200	411,700	437,000		
	110	316,700	362,600	412,100	437,400		
	111	317,400	363,000	412,500	437,800		
	112	318,100	363,400	412,900	438,200		
	113	318,700	363,800	413,300	438,600		
	114	319,400	364,200	413,700	439,000		
	115	320,000	364,600	414,100	439,400		
	116	320,600	365,000	414,500	439,800		
	117	321,100	365,400	414,900	440,200		
	118	321,600	365,800	415,300	440,600		
	119	322,000	366,200	415,700	441,000		
	120	322,400	366,600	416,100	441,400		

職員の区分	職務の級	1　級	2　級	3　級	4　級	5　級	6　級
	号　給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
継続雇用以外の職員	121	322,700	367,000	416,500	441,800		
	122	323,100		416,900	442,200		
	123	323,500		417,300	442,600		
	124	323,900		417,700	443,000		
	125	324,300		418,100	443,400		
	126	324,600		418,500	443,800		
	127	325,000		418,900	444,200		
	128	325,400		419,300	444,600		
	129	325,800		419,700	445,000		
	130	326,200		420,100			
	131	326,600		420,500			
	132	327,000		420,900			
	133	327,300		421,300			
	134	327,700					
	135	328,000					
	136	328,300					
	137	328,600					
	138	328,900					
	139	329,200					
	140	329,500					
	141	329,800					
	142	330,100					
	143	330,400					
	144	330,700					
	145	331,000					
	146	331,300					
	147	331,600					
	148	331,900					
	149	332,200					
継続雇用職員		209,700	246,200	286,500	306,100	331,100	401,000

別表第２（第６条）　　給料表（２）

職員の区分	職務の級 号　給	1　級 給料月額	2　級 給料月額	3　級 給料月額	4　級 給料月額
継続雇用以外の職員		円	円	円	円
	1	181,100	242,900	278,000	310,100
	2	182,000	245,000	280,200	312,500
	3	182,900	247,100	282,400	314,900
	4	183,800	249,200	284,700	317,300
	5	184,700	251,400	287,000	319,600
	6	185,600	253,100	288,800	321,900
	7	186,500	254,800	290,600	324,000
	8	187,400	256,500	292,400	326,100
	9	188,300	258,000	294,200	328,200
	10	189,200	259,500	295,800	330,300
	11	190,100	260,800	297,400	332,400
	12	191,000	262,100	299,000	334,500
	13	191,900	263,400	300,600	336,400
	14	192,800	264,700	302,100	338,300
	15	193,700	266,000	303,600	340,200
	16	194,600	267,300	305,000	342,100
	17	195,500	268,600	306,400	344,000
	18	196,400	269,900	307,800	345,900
	19	197,300	271,200	309,200	347,600
	20	198,200	272,400	310,500	349,300
	21	199,300	273,600	311,800	351,000
	22	200,400	274,800	313,100	352,700
	23	201,500	276,000	314,400	354,400
	24	202,600	277,200	315,600	356,100
	25	203,700	278,400	316,800	357,600
	26	204,800	279,600	318,000	359,100
	27	205,900	280,800	319,200	360,600
	28	207,000	282,000	320,400	362,100
	29	208,100	283,100	321,600	363,600
	30	209,200	284,200	322,700	365,100
	31	210,300	285,300	323,800	366,600
	32	211,400	286,400	324,900	368,100
	33	212,500	287,500	325,900	369,600
	34	213,600	288,600	326,900	371,100
	35	214,700	289,700	327,900	372,600
	36	215,800	290,800	328,900	374,100
	37	216,900	291,900	329,900	375,600
	38	218,000	293,000	330,900	376,900
	39	219,100	294,000	331,900	378,200
	40	220,200	295,000	332,800	379,500

職員の区分	職務の級 号　給	1　級 給料月額	2　級 給料月額	3　級 給料月額	4　級 給料月額
継続雇用以外の職員	41	221,300	296,000	333,700	380,800
	42	222,400	297,000	334,600	382,100
	43	223,500	298,000	335,500	383,400
	44	224,600	299,000	336,300	384,700
	45	225,700	300,000	337,100	386,000
	46	226,800	301,000	337,900	387,100
	47	227,900	302,000	338,700	388,200
	48	229,000	303,000	339,500	389,300
	49	230,100	303,900	340,300	390,300
	50	231,200	304,800	341,100	391,300
	51	232,300	305,700	341,900	392,300
	52	233,400	306,600	342,700	393,300
	53	234,400	307,500	343,400	394,300
	54	235,400	308,400	344,100	395,300
	55	236,400	309,300	344,800	396,300
	56	237,400	310,200	345,500	397,300
	57	238,400	311,100	346,200	398,300
	58	239,400	312,000	346,900	399,100
	59	240,400	312,700	347,500	399,900
	60	241,400	313,400	348,100	400,700
	61	242,400	314,100	348,700	401,500
	62	243,400	314,800	349,300	402,300
	63	244,400	315,500	349,900	403,100
	64	245,400	316,100	350,500	403,900
	65	246,400	316,700	351,100	404,500
	66	247,400	317,300	351,700	405,100
	67	248,400	317,900	352,300	405,700
	68	249,400	318,500	352,900	406,300
	69	250,400	319,000	353,500	406,900
	70	251,400	319,500	354,100	407,500
	71	252,400	320,000	354,700	408,100
	72	253,400	320,500	355,200	408,700
	73	254,400	321,000	355,700	409,100
	74	255,400	321,500	356,200	409,400
	75	256,400	322,000	356,700	409,700
	76	257,400	322,500	357,200	410,000
	77	258,400	323,000	357,700	410,300
	78	259,400	323,500	358,200	410,600
	79	260,400	324,000	358,700	410,900
	80	261,400	324,500	359,200	411,200

職員の区分	職務の級	1　級	2　級	3　級	4　級
	号　給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
継続雇用以外の職員	81	262,400	325,000	359,700	411,500
	82	263,400	325,500	360,200	411,800
	83	264,400	325,900	360,700	412,100
	84	265,400	326,300	361,200	412,400
	85	266,400	326,700	361,700	412,700
	86	267,400	327,100	362,100	413,000
	87	268,400	327,500	362,500	413,300
	88	269,400	327,900	362,900	413,600
	89	270,400	328,300	363,300	413,900
	90	271,400	328,700	363,700	414,200
	91	272,400	329,100	364,100	414,500
	92	273,400	329,500	364,500	414,800
	93	274,400	329,900	364,900	415,100
	94	275,400	330,300	365,300	415,400
	95	276,400	330,700	365,700	
	96	277,400	331,000	366,000	
	97	278,400	331,300	366,300	
	98	279,400	331,600	366,600	
	99	280,400	331,900	366,900	
	100	281,400	332,200	367,200	
	101	282,400	332,500	367,500	
	102	283,400	332,800	367,800	
	103	284,400	333,100	368,100	
	104	285,400	333,400	368,400	
	105	286,400	333,700	368,700	
	106	287,400	334,000	369,000	
	107	288,400	334,300	369,300	
	108	289,300	334,600	369,600	
	109	290,200	334,900	369,900	
	110	291,100	335,100	370,200	
	111	292,000	335,300	370,500	
	112	292,900	335,500	370,800	
	113	293,800	335,700	371,100	
	114	294,700	335,900	371,400	
	115	295,600	336,100	371,700	
	116	296,500	336,300	372,000	
	117	297,400	336,500	372,300	
	118	298,300	336,700	372,600	
	119	299,000	336,900	372,900	
	120	299,700	337,100	373,200	

職員の区分	職務の級 号　給	1　級 給料月額	2　級 給料月額	3　級 給料月額	4　級 給料月額
継続雇用以外の職員	121	300,400	337,300	373,500	
	122	301,100	337,500	373,800	
	123	301,800	337,700	374,100	
	124	302,500	337,900	374,400	
	125	303,200	338,100	374,700	
	126	303,900	338,300	375,000	
	127	304,600	338,500	375,300	
	128	305,300	338,700	375,600	
	129	306,000	338,900	375,900	
	130	306,600	339,100	376,200	
	131	307,200	339,300	376,500	
	132	307,800	339,500	376,800	
	133	308,400	339,700	377,100	
	134	309,000	339,900	377,400	
	135	309,600	340,100	377,700	
	136	310,200	340,300	378,000	
	137	310,800	340,500	378,300	
	138	311,400	340,700	378,600	
	139	312,000	340,900	378,900	
	140	312,400	341,100	379,200	
	141	312,800	341,300	379,500	
	142	313,200	341,500	379,800	
	143	313,600	341,700	380,100	
	144	314,000	341,900		
	145	314,400	342,100		
	146	314,800			
	147	315,200			
	148	315,600			
	149	316,000			
	150	316,400			
	151	316,800			
	152	317,200			
	153	317,600			
	154	318,000			
	155	318,300			
	156	318,600			
	157	318,900			
	158	319,200			
	159	319,500			
	160	319,800			
	161	320,100			
	162	320,400			
	163	320,700			
	164	321,000			
	165	321,300			
継続雇用職員		224,600	235,900	257,800	290,200

備考　この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事委員会が定めるものに適用する。

別表第３（第６条）　　給料表（３）

職員の区分	職務の級 号　給	1　級 給料月額	2　級 給料月額	3　級 給料月額
継続雇用以外の職員		円	円	円
	1	260,000	363,500	445,000
	2	262,400	366,900	447,800
	3	264,700	370,700	450,600
	4	266,700	374,100	453,400
	5	269,000	377,800	456,400
	6	271,400	381,300	459,100
	7	273,300	385,000	461,900
	8	275,900	388,300	464,600
	9	278,200	392,100	467,300
	10	281,100	396,200	470,000
	11	284,200	400,300	472,700
	12	287,100	404,300	475,400
	13	290,200	408,200	478,200
	14	294,300	412,000	480,900
	15	298,300	415,700	483,700
	16	302,000	419,300	486,300
	17	305,700	422,900	488,800
	18	309,300	425,700	491,300
	19	312,600	428,300	494,100
	20	316,200	430,800	496,700
	21	319,800	433,500	499,400
	22	323,100	436,000	502,100
	23	326,300	438,700	504,700
	24	329,400	441,100	507,100
	25	332,500	443,300	509,900
	26	335,800	445,600	512,500
	27	338,700	447,900	514,800
	28	342,000	450,300	517,200
	29	345,100	452,900	519,700
	30	348,300	455,000	522,100
	31	351,400	457,600	524,100
	32	354,700	460,000	526,300
	33	357,400	462,300	528,400
	34	360,700	464,700	530,700
	35	363,500	466,600	532,900
	36	366,200	468,500	535,300
	37	369,400	470,400	537,100
	38	372,600	472,200	538,900
	39	375,900	474,500	540,900
	40	378,300	476,400	542,800

職員の区分	職務の級	1　級	2　級	3　級
	号　給	給料月額	給料月額	給料月額
継続雇用以外の職員	41	380,900	478,400	545,000
	42	383,600	480,200	546,300
	43	386,100	482,100	547,900
	44	388,100	483,700	549,600
	45	390,300	485,300	551,300
	46	392,600	487,000	552,300
	47	395,100	488,500	553,600
	48	397,400	490,000	554,700
	49	399,400	491,500	556,000
	50	400,800	492,800	557,200
	51	401,800	494,100	558,400
	52	403,000	495,300	559,500
	53	404,100	496,400	560,600
	54	405,300	497,400	561,600
	55	406,600	498,200	562,600
	56	407,800	499,000	563,500
	57	408,800	499,900	564,400
	58	410,200	500,500	565,300
	59	410,900	501,500	566,200
	60	411,900	502,500	567,200
	61	412,500	503,300	568,200
	62	413,200	503,900	569,100
	63	413,700	504,700	570,200
	64	414,400	505,500	571,200
	65	415,100	506,000	572,200
	66	415,700	506,800	573,200
	67	416,100	507,400	574,200
	68	416,800	508,100	575,200
	69	417,200	508,600	576,200
	70	417,600	509,100	577,200
	71	418,200	509,400	578,200
	72	418,800	509,900	579,100
	73	419,200	510,400	580,100
	74	419,600	510,900	581,100
	75	420,000	511,300	582,000
	76	420,600	511,700	582,900
	77	421,100	512,100	583,900
	78	421,500	512,400	584,800
	79	422,000	512,800	585,700
	80	422,400	513,300	586,600

職員の区分	職務の級 号　給	1　級 給料月額	2　級 給料月額	3　級 給料月額
継続雇用以外の職員	81	423,000	513,800	587,500
	82	423,300	514,200	588,300
	83	423,600	514,600	589,200
	84	424,100	515,100	590,000
	85	424,900	515,700	590,800
	86	425,300	516,300	591,600
	87	425,900	516,800	592,400
	88	426,500	517,200	593,100
	89	426,800	517,700	593,900
	90	427,200	518,300	594,600
	91	427,700	518,800	595,400
	92	428,100	519,300	596,200
	93	428,500	519,800	596,900
	94	428,800	520,400	597,700
	95	429,200	520,900	598,400
	96	429,700	521,400	599,100
	97	430,200	521,900	599,800
	98	430,600	522,400	600,500
	99	431,100	522,900	601,200
	100	431,500	523,500	601,900
	101	431,900	524,000	602,600
	102	432,300	524,500	603,400
	103	432,700	525,000	604,000
	104	433,200	525,600	604,600
	105	433,700	526,100	605,400
	106	434,200		606,100
	107	434,700		606,900
	108	435,200		607,600
	109	435,600		608,200
継続雇用職員		312,600	377,200	441,400

別表第４（第６条）　　給料表（４）

職員の区分	職務の級	1　級	2　級	3　級	4　級	5　級
	号　給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
継続雇用以外の職員		円	円	円	円	円
	1	197,300	246,700	269,300	292,800	396,800
	2	198,300	247,600	270,700	294,500	399,300
	3	199,300	248,500	272,100	296,300	401,500
	4	200,200	249,500	273,500	298,100	403,800
	5	201,200	250,500	275,000	300,100	406,100
	6	202,300	251,500	276,600	302,000	408,400
	7	203,300	252,500	278,200	303,900	410,700
	8	204,300	253,500	279,800	305,900	412,900
	9	205,300	254,500	281,500	307,900	415,000
	10	206,500	255,600	283,200	309,800	417,300
	11	207,700	256,700	285,000	311,800	419,400
	12	208,800	257,800	286,700	313,800	421,500
	13	209,900	258,900	288,400	315,800	423,600
	14	211,100	260,100	290,100	317,800	425,500
	15	212,300	261,400	291,900	319,800	427,400
	16	213,600	262,700	293,800	321,800	429,200
	17	215,000	264,100	295,700	323,700	431,000
	18	216,500	265,500	297,500	325,600	432,600
	19	218,100	266,900	299,400	327,600	434,100
	20	219,700	268,300	301,300	329,600	435,400
	21	221,300	269,800	303,200	331,600	436,700
	22	222,800	271,300	305,000	333,600	438,100
	23	224,300	272,800	306,900	335,500	439,300
	24	225,800	274,300	308,800	337,500	440,300
	25	227,200	275,800	310,700	339,500	441,400
	26	228,700	277,300	313,000	341,900	442,500
	27	230,200	278,800	315,400	344,400	443,500
	28	231,800	280,300	317,800	346,900	444,400
	29	233,100	281,900	320,200	349,400	445,200
	30	234,000	284,000	322,000	351,500	446,000
	31	234,800	286,100	323,700	353,600	446,800
	32	235,600	288,200	325,500	355,600	447,600
	33	236,500	290,300	327,400	357,600	448,300
	34	237,400	291,600	329,100	359,600	449,000
	35	238,300	293,000	330,800	361,600	449,800
	36	239,300	294,400	332,500	363,600	450,500
	37	240,200	295,900	334,300	365,600	451,100
	38	241,000	297,300	336,000	367,600	451,800
	39	241,900	298,600	337,700	369,500	452,400
	40	242,900	299,900	339,400	371,400	453,000

職員の区分	職務の級	1　級	2　級	3　級	4　級	5　級
	号　給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
継続雇用以外の職員	41	243,900	301,300	341,100	373,300	453,500
	42	244,800	302,500	342,800	375,200	454,000
	43	245,800	303,800	344,500	377,100	454,500
	44	246,800	305,100	346,200	378,900	455,100
	45	247,700	306,500	347,800	380,700	455,700
	46	248,900	307,700	349,400	382,500	456,300
	47	250,100	309,000	351,000	384,300	456,900
	48	251,300	310,200	352,700	386,100	457,300
	49	252,700	311,500	354,400	387,900	457,800
	50	254,000	312,800	356,000	389,700	458,300
	51	255,200	314,000	357,600	391,600	458,800
	52	256,400	315,200	359,200	393,300	459,300
	53	257,600	316,400	360,900	395,000	459,800
	54	258,800	317,500	362,500	396,700	460,300
	55	259,800	318,700	364,200	398,400	460,700
	56	261,000	319,900	365,800	399,900	461,200
	57	262,100	321,100	367,300	401,400	461,700
	58	263,300	322,300	368,900	402,900	462,200
	59	264,400	323,400	370,400	404,400	462,700
	60	265,400	324,600	371,900	405,900	463,200
	61	266,400	325,800	373,500	407,300	463,600
	62	267,600	327,000	375,100	408,600	464,100
	63	268,600	328,200	376,600	409,900	464,600
	64	269,600	329,400	378,100	411,100	465,100
	65	270,700	330,500	379,600	412,200	465,600
	66	271,900	331,700	381,100	413,200	466,100
	67	272,900	332,900	382,600	414,200	466,600
	68	274,000	334,100	384,000	415,200	467,100
	69	275,000	335,200	385,400	416,200	467,600
	70	276,100	336,400	386,700	417,000	468,100
	71	277,100	337,600	388,000	417,900	468,600
	72	278,200	338,700	389,200	418,700	469,100
	73	279,300	339,900	390,300	419,500	469,600
	74	280,500	341,000	391,300	420,200	470,100
	75	281,500	342,100	392,300	420,900	470,600
	76	282,600	343,100	393,200	421,600	471,100
	77	283,600	344,100	394,200	422,300	471,600
	78	284,800	345,100	395,100	422,900	
	79	285,900	346,000	396,000	423,600	
	80	286,900	346,900	396,700	424,200	

職員の区分	職務の級	1　級	2　級	3　級	4　級	5　級
	号　給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
継続雇用以外の職員	81	287,800	347,600	397,500	424,800	
	82	288,800	348,400	398,300	425,300	
	83	289,800	349,100	399,000	425,800	
	84	290,800	349,800	399,600	426,300	
	85	292,000	350,300	400,300	426,800	
	86	293,100	350,900	400,900	427,200	
	87	294,100	351,500	401,500	427,700	
	88	295,100	352,000	402,000	428,200	
	89	296,200	352,600	402,500	428,600	
	90	297,300	353,200	403,000	429,100	
	91	298,200	353,800	403,500	429,600	
	92	299,300	354,300	404,000	430,000	
	93	300,400	354,800	404,500	430,400	
	94	301,500	355,300	405,000	430,900	
	95	302,500	355,800	405,500	431,400	
	96	303,500	356,300	406,000	431,800	
	97	304,500	356,800	406,400	432,200	
	98	305,600	357,200	406,800	432,600	
	99	306,700	357,700	407,300	433,000	
	100	307,700	358,200	407,800	433,400	
	101	308,600	358,700	408,300	433,800	
	102	309,600	359,100	408,800	434,200	
	103	310,600	359,600	409,300	434,600	
	104	311,500	360,100	409,700	435,000	
	105	312,400	360,600	410,100	435,400	
	106	313,300	361,000	410,500	435,800	
	107	314,200	361,400	410,900	436,200	
	108	315,100	361,800	411,300	436,600	
	109	315,900	362,200	411,700	437,000	
	110	316,700	362,600	412,100	437,400	
	111	317,400	363,000	412,500	437,800	
	112	318,100	363,400	412,900	438,200	
	113	318,700	363,800	413,300	438,600	
	114	319,400	364,200	413,700	439,000	
	115	320,000	364,600	414,100	439,400	
	116	320,600	365,000	414,500	439,800	
	117	321,100	365,400	414,900	440,200	
	118	321,600		415,300		
	119	322,000		415,700		
	120	322,400		416,100		

職員の区分	職務の級	1　級	2　級	3　級	4　級	5　級
	号　給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
継続雇用以外の職員	121	322,700		416,500		
	122	323,100		416,900		
	123	323,500		417,300		
	124	323,900		417,700		
	125	324,300		418,100		
	126	324,600		418,500		
	127	325,000		418,900		
	128	325,400		419,300		
	129	325,800		419,700		
	130	326,200		420,100		
	131	326,600		420,500		
	132	327,000		420,900		
	133	327,300		421,300		
	134	327,700				
	135	328,000				
	136	328,300				
	137	328,600				
	138	328,900				
	139	329,200				
	140	329,500				
	141	329,800				
	142	330,100				
	143	330,400				
	144	330,700				
	145	331,000				
継続雇用職員		212,300	248,000	286,300	305,700	331,100

別表第５（第６条）　　給料表（５）

職員の区分	職務の級	1　級	2　級	3　級	4　級	5　級
	号　給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
継続雇用以外の職員		円	円	円	円	円
	1	208,100	250,800	270,400	293,100	396,800
	2	209,400	251,400	271,700	294,900	399,300
	3	210,600	252,000	273,000	296,700	401,500
	4	211,800	252,600	274,300	298,400	403,800
	5	213,000	253,400	275,700	300,100	406,100
	6	214,300	254,100	277,200	302,000	408,400
	7	215,600	254,800	278,800	303,900	410,700
	8	216,800	255,600	280,400	305,900	412,900
	9	218,000	256,400	282,100	307,900	415,000
	10	219,300	257,200	283,800	309,900	417,300
	11	220,600	258,100	285,600	311,900	419,400
	12	221,900	259,000	287,300	314,000	421,500
	13	223,200	260,000	289,000	315,800	423,600
	14	224,400	261,200	290,700	318,000	425,500
	15	225,700	262,400	292,400	320,100	427,400
	16	226,900	263,700	294,300	322,000	429,200
	17	228,100	265,100	296,200	323,800	431,000
	18	229,200	266,500	298,000	325,900	432,600
	19	230,300	267,900	299,900	327,800	434,100
	20	231,400	269,200	301,700	329,600	435,400
	21	232,500	270,600	303,500	331,800	436,700
	22	234,100	272,000	305,300	333,900	438,100
	23	235,600	273,400	307,200	336,000	439,300
	24	237,100	274,900	309,100	338,100	440,300
	25	238,300	276,400	311,000	340,100	441,400
	26	238,900	277,900	313,300	342,500	442,500
	27	239,600	279,400	315,700	345,000	443,500
	28	240,200	280,800	318,100	347,500	444,400
	29	240,700	282,300	320,500	350,000	445,200
	30	241,200	284,500	322,300	352,000	446,000
	31	241,700	286,700	324,000	354,000	446,800
	32	242,400	288,800	325,800	356,000	447,600
	33	243,100	290,600	327,600	358,000	448,300
	34	243,600	292,000	329,400	360,000	449,000
	35	244,100	293,600	331,000	362,000	449,800
	36	244,700	295,200	332,600	364,000	450,500
	37	245,500	296,700	334,400	365,900	451,100
	38	246,200	298,100	336,000	367,800	451,800
	39	246,900	299,400	337,700	369,700	452,400
	40	247,700	300,700	339,500	371,600	453,000

職員の区分	職務の級	1　級	2　級	3　級	4　級	5　級
	号　給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
継続雇用以外の職員	41	248,700	301,900	341,200	373,500	453,500
	42	249,700	303,200	342,800	375,400	454,000
	43	250,700	304,400	344,500	377,200	454,500
	44	251,900	305,700	346,200	378,900	455,100
	45	253,100	306,900	347,900	380,700	455,700
	46	254,500	308,100	349,400	382,500	456,300
	47	255,900	309,300	351,000	384,300	456,900
	48	257,200	310,400	352,700	386,100	457,300
	49	258,300	311,700	354,400	387,900	457,800
	50	259,600	312,900	356,000	389,700	458,300
	51	260,600	314,100	357,600	391,600	458,800
	52	261,800	315,300	359,200	393,300	459,300
	53	262,800	316,400	360,900	395,000	459,800
	54	264,100	317,600	362,500	396,700	460,300
	55	265,300	318,700	364,200	398,400	460,700
	56	266,200	319,900	365,800	399,900	461,200
	57	267,100	321,100	367,300	401,400	461,700
	58	268,400	322,300	368,900	402,900	462,200
	59	269,500	323,400	370,400	404,400	462,700
	60	270,400	324,600	371,900	405,900	463,200
	61	271,400	325,800	373,500	407,300	463,600
	62	272,500	327,000	375,100	408,600	464,100
	63	273,500	328,200	376,600	409,900	464,600
	64	274,600	329,400	378,100	411,100	465,100
	65	275,700	330,500	379,600	412,200	465,600
	66	276,800	331,700	381,100	413,200	466,100
	67	277,900	332,900	382,600	414,200	466,600
	68	278,900	334,100	384,000	415,200	467,100
	69	280,000	335,200	385,400	416,200	467,600
	70	280,900	336,400	386,700	417,000	468,100
	71	281,900	337,600	388,000	417,900	468,600
	72	283,100	338,700	389,200	418,700	469,100
	73	284,300	339,900	390,300	419,500	469,600
	74	285,300	341,000	391,300	420,200	470,100
	75	286,200	342,100	392,300	420,900	470,600
	76	287,300	343,100	393,200	421,600	471,100
	77	288,500	344,100	394,200	422,300	471,600
	78	289,400	345,100	395,100	422,900	
	79	290,400	346,000	396,000	423,600	
	80	291,500	346,900	396,700	424,200	

職員の区分	職務の級	1　級	2　級	3　級	4　級	5　級
	号　給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
継続雇用以外の職員	81	292,600	347,600	397,500	424,800	
	82	293,600	348,400	398,300	425,300	
	83	294,500	349,100	399,000	425,800	
	84	295,600	349,800	399,600	426,300	
	85	296,700	350,300	400,300	426,800	
	86	297,700	350,900	400,900	427,200	
	87	298,700	351,500	401,500	427,700	
	88	299,800	352,000	402,000	428,200	
	89	300,800	352,600	402,500	428,600	
	90	301,700	353,200	403,000	429,100	
	91	302,700	353,800	403,500	429,600	
	92	303,700	354,300	404,000	430,000	
	93	304,700	354,800	404,500	430,400	
	94	305,700	355,300	405,000	430,900	
	95	306,700	355,800	405,500	431,400	
	96	307,700	356,300	406,000	431,800	
	97	308,600	356,800	406,400	432,200	
	98	309,600	357,200	406,800	432,600	
	99	310,600	357,700	407,300	433,000	
	100	311,500	358,200	407,800	433,400	
	101	312,400	358,700	408,300	433,800	
	102	313,300	359,100	408,800	434,200	
	103	314,200	359,600	409,300	434,600	
	104	315,100	360,100	409,700	435,000	
	105	315,900	360,600	410,100	435,400	
	106	316,700	361,000	410,500	435,800	
	107	317,400	361,400	410,900	436,200	
	108	318,100	361,800	411,300	436,600	
	109	318,700	362,200	411,700	437,000	
	110	319,400	362,600	412,100	437,400	
	111	320,000	363,000	412,500	437,800	
	112	320,600	363,400	412,900	438,200	
	113	321,100	363,800	413,300	438,600	
	114	321,600	364,200	413,700	439,000	
	115	322,000	364,600	414,100	439,400	
	116	322,400	365,000	414,500	439,800	
	117	322,700	365,400	414,900	440,200	
	118	323,100		415,300		
	119	323,500		415,700		
	120	323,900		416,100		

職員の区分	職務の級 号　給	1　級 給料月額	2　級 給料月額	3　級 給料月額	4　級 給料月額	5　級 給料月額
継続雇用以外の職員	121	324,300		416,500		
	122	324,600		416,900		
	123	325,000		417,300		
	124	325,400		417,700		
	125	325,800		418,100		
	126	326,200		418,500		
	127	326,600		418,900		
	128	327,000		419,300		
	129	327,300		419,700		
	130	327,700		420,100		
	131	328,000		420,500		
	132	328,300		420,900		
	133	328,600		421,300		
	134	328,900				
	135	329,200				
	136	329,500				
	137	329,800				
	138	330,100				
	139	330,400				
	140	330,700				
	141	331,000				
継続雇用職員		216,700	249,300	286,300	305,700	331,100

別表第６（第７条）　　全部改正〔平成 18 年規程 2 号〕一部改正〔平成 29 年度規程 5 号〕

区　　分		標　準　的　な　職　務
給料表（1）	１級	係員の職務 （定型的な業務を行う職）
	２級	主任の職務 （係長職を補佐する職）
	３級	１．係長又は担当係長の職務 ２．副係長又は主査の職務
	４級	課長補佐の職務
	５級	１．課長又は副参事の職務 ２．重要困難な事務を所掌する統括課長の職務
	６級	局長の職務
給料表（2）	１級	係員の職務
	２級	技能主任の職務
	３級	技能長の職務
	４級	統括技能長の職務
給料表（3）	１級	１．係長又は主査の職務 ２．医療業務を行う職務
	２級	１．課長の職務 ２．相当高度の知識経験に基づき、困難な医療業務を行う職務
	３級	１．所長の職務 ２．高度の知識経験に基づき、困難な医療業務を行う職務
給料表（4）	１級	係員の職務 （診療放射線技師、臨床検査技師、栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の業務を行う職務）
	２級	主任の職務 （係長職を補佐する職）
	３級	１．係長又は担当係長の職務 ２．副係長又は主査の職務
	４級	課長補佐の職務
	５級	１．課長又は副参事の職務 ２．重要困難な事務を所掌する統括課長の職務
給料表（5）	１級	係員の職務 （保健師又は看護師の業務を行う職務）
	２級	主任の職務 （係長職を補佐する職）
	３級	１．係長又は担当係長の職務 ２．副係長又は主査の職務
	４級	課長補佐の職務
	５級	１．課長又は副参事の職務 ２．重要困難な事務を所掌する統括課長の職務

別表第７（第７条）　初任給基準表　　全部改正〔平成 18 年規程 2 号〕

一部改正〔平成 29 年度規程 5 号・30 年度 5 号・令和 5 年度 1 号〕

給料表	区分	職種	学歴	級・号給	年数
（1）	事務系 保健福祉系	一般事務 運動指導員 福祉 心理	大学卒	1級　29 号給	7年
			短大卒	1級　17 号給	7年
			高校卒	1級　5 号給	１０年
（2）	技能系 労務系	自動車運転		1級　19 号給	１０年
		作業員		1級　19 号給	１０年
（3）	医療技術系 （A）	医師(ｲﾝﾀｰﾝ修了)	医大卒	1級　17 号給	9年
		医師	医大卒	1級　9 号給	１１年
（4）	医療技術系 （B）	診療放射線技師		1級　21 号給	6年
		臨床検査技師	大学卒	1級　29 号給	7年
			その他	1級　21 号給	6年
		栄養士	大学卒	1級　29 号給	7年
			その他	1級　17 号給	7年
		理学療法士 作業療法士 言語聴覚士 視覚障害指導		1級　21 号給	6年
（5）	医療技術系 （C）	保健師	大学卒	1級　25 号給	7年
			その他	1級　21 号給	7年
		看護師	大学卒	1級　25 号給	7年
			短大３卒	1級　21 号給	7年
			その他	1級　17 号給	8年

（備　考）

１．採用された者が、その職務について有用な学歴、免許又は経験を有する場合においては、その者の号給を、別表第８に定める経験年数等の換算基準により換算された経験年数の月数に応じ、12 月につき 4 号を加算して、初任給の号給を決定するものとする。

２．前項の規定にかかわらず、別表７に定める年数を超える経験年数については、18 月につき 4 号を加算するものとする。

３．採用された者が給料表（２）の適用を受ける者である場合で、別表第９に定めるその者の年齢に応じた号給が、前２項の規定により決定された号給より上位であるときは、別表第９に定める号給によることができる。

別表第８　（第７条）経験年数換算基準表　一部改正〔平成５年規程３号・14 年４号〕

経　歴　の　種　類	職員の職務との関係	換算率（割）	備　　考
国家公務員、地方公務員又は公共企業体、政府関係機関若しくは外国政府の職員としての在職期間	職務の種類が同種のもの	１０	
	その他のもの	８	
民間における企業体、団体等の職員としての在職期間	職務の種類が同種のもの	１０	
	その他のもの	８	
学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間		５	１　在学年数は正規の修学年数の範囲内とする。 ２　従事する職務と密接な関係のある在学期間については、理事長の承認を得て８割に換算することができる。
そ　の　他　の　期　間		５	経験年数は 10 年（換算後５年）を限度とする。

〔備　考〕

１．免許の取得を採用条件とし、免許を必要とする職務に従事する職員については、免許を取得した日以後に該当免許を必要とする職務に従事した期間を 10 割に換算することができる。

２．管理栄養士については、栄養士の期間は 10 割に換算することができる。

３．保健師については、看護師の期間（准看護師の業務に従事した期間を含む。以下同じ。）及び助産師の期間を 10 割に換算することができる。ただし、10 割に換算することができる看護師の期間は５年を限度とし、５年を超える看護師の期間は８割に換算することができる。

４．看護師については、派出看護師の期間は５割に、准看護師の期間は 10 割に換算することができる。

５．学校等の在学期間で正規の修学年数を超える期間等については、別に定めるところにより再換算を行う。

別表第９　（第７条）年齢給基準　全部改正〔平成 18 年規程 2 号〕
一部改正〔平成 29 年度規程 5 号〕

職　種	採　用　時　満　年　齢										
	18 歳	19 歳	20 歳	21 歳	22 歳	23 歳	24 歳	25 歳	26 歳	27 歳	28 歳
自動車運転	1-19	1-21	1-23	1-25	1-27	1-29	1-31	1-33	1-35	1-37	1-39
作業員	1-19	1-21	1-23	1-25	1-27	1-29	1-31	1-33	1-35	1-37	1-39

29 歳	30 歳	31 歳	32 歳	33 歳	34 歳以上
1-41	1-43	1-45	1-47	1-49	1-51
1-41	1-43	1-45	1-47	1-49	1-51

別表第10（第7条）昇格、降格及び給料表を異にする異動に関する基準

全部改正〔平成18年規程2号〕

一部改正〔平成29年度規程5号・令和元年規程3号・7年規程1号〕

１．職員を上位の級に昇格させる場合は、次に揚げる表の基準による。

区　　分		標　準　的　な　職　務
給料表（１）	２級	主任又はこれに相当する職に任用された者
	３級	係長、副係長又はこれに相当する職に任用された者
	４級	課長補佐又はこれに相当する職に任用された者
	５級	課長又はこれに相当する職に任用された者
	６級	局長又はこれに相当する職に任用された者
給料表（２）	２級	１級職に12年以上在職した者
	３級	２級職に４年以上在職した者
	４級	３級職に３年以上在職した者
給料表（３）	２級	課長又はこれに相当する職に任用された者
	３級	所長又はこれに相当する職に任用された者
給料表（４）	２級	主任又はこれに相当する職に任用された者
	３級	係長、副係長又はこれに相当する職に任用された者
	４級	課長補佐又はこれに相当する職に任用された者
	５級	課長又はこれに相当する職に任用された者
給料表（５）	２級	主任又はこれに相当する職に任用された者
	３級	係長、副係長又はこれに相当する職に任用された者
	４級	課長補佐又はこれに相当する職に任用された者
	５級	課長又はこれに相当する職に任用された者

２．職員を昇格させた場合におけるその者の号給は、別に定める場合を除き、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、昇格した日の前日に受けていた号給に対応する次に掲げる昇格時対応号給表の昇格後の号給欄に定める号給とする。

（１） 昇格が２級以上上位の職務の級への昇格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ１級上位の職務の級への昇格が順次行われたものとして取り扱うものとする。

（２）職員の退職に伴い昇格させた場合におけるその者の号給は、この規定にかかわらず、あらかじめ理事長の承認を得て定める。

昇格時対応号給表

給料表（１）

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給				
号給	2級	3級	4級	5級	6級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1
10	1	1	2	1	1
11	1	1	3	1	1
12	1	1	4	1	1
13	1	1	5	1	1
14	1	2	6	1	1
15	1	3	7	1	1
16	1	4	8	1	1
17	1	5	9	1	1
18	1	6	10	1	1
19	1	7	11	1	1
20	1	8	12	1	1
21	1	9	13	1	1
22	1	10	14	1	1
23	1	11	15	1	1
24	1	12	16	1	1
25	1	13	17	1	1
26	1	14	18	1	1
27	1	15	19	1	1
28	1	16	20	1	1
29	1	17	21	1	1
30	1	18	22	1	1
31	1	19	23	1	1
32	1	20	24	1	1
33	1	21	25	1	1
34	2	22	26	2	1
35	3	23	27	3	1
36	4	24	28	4	1
37	5	25	29	5	1
38	6	26	30	6	1

39	7	27	31	7	1
40	8	28	32	8	1
41	9	29	33	9	2
42	10	30	34	10	2
43	11	31	35	11	2
44	12	32	36	12	2
45	13	33	37	13	2
46	14	34	38	14	2
47	15	35	39	15	3
48	16	36	40	16	3
49	17	37	41	17	3
50	18	37	42	18	3
51	19	38	43	19	3
52	20	38	44	20	3
53	21	39	45	21	3
54	22	39	46	22	4
55	23	40	47	23	4
56	24	40	48	24	4
57	25	41	49	25	4
58	26	42	50	26	4
59	27	43	51	27	4
60	28	44	52	28	4
61	29	45	53	29	4
62	30	45	54	30	5
63	31	46	55	31	5
64	32	46	56	32	5
65	33	47	57	33	5
66	34	47	58	34	5
67	35	48	59	35	5
68	36	48	60	36	5
69	37	49	61	37	5
70	37	50	61	38	5
71	38	51	62	39	5
72	38	52	62	40	5
73	39	53	63	41	6
74	39	53	63	42	6
75	40	54	64	43	6
76	40	54	64	44	6
77	41	55	65	45	6
78	42	55	66	46	6
79	43	56	67	47	6
80	44	56	68	48	6
81	45	57	69	49	6

82	45	57	69	50	6
83	46	58	70	51	6
84	46	58	70	52	7
85	47	59	71	53	7
86	47	59	71	54	7
87	48	60	72	55	7
88	48	60	72	56	7
89	49	61	73	57	7
90	50	61	73	58	
91	51	61	74	59	
92	52	62	74	60	
93	53	62	75	61	
94	54	62	75	62	
95	55	63	76	63	
96	56	63	76	64	
97	57	63	77	65	
98	58	64	77	66	
99	59	64	78	67	
100	60	64	78	68	
101	61	65	79	69	
102	61	65	79	70	
103	62	65	80	71	
104	62	65	80	72	
105	63	66	81	73	
106	63	66	81	74	
107	64	66	82	75	
108	64	66	82	76	
109	65	67	83	77	
110	66	67	83		
111	67	67	84		
112	68	67	84		
113	69	68	85		
114	69	68	85		
115	70	68	86		
116	70	68	86		
117	71	69	87		
118	71	69	87		
119	72	70	88		
120	72	70	88		
121	73	71	89		
122	73		90		
123	73		91		
124	74		92		

125	74		93		
126	74		94		
127	75		95		
128	75		96		
129	75		97		
130	76		98		
131	76		99		
132	76		100		
133	77		101		
134	77				
135	77				
136	77				
137	78				
138	78				
139	78				
140	78				
141	79				
142	79				
143	79				
144	79				
145	80				
146	80				
147	80				
148	80				
149	81				

給料表（２）

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給		
号給	2 級	3 級	4 級
1	1	1	5
2	1	1	6
3	1	1	7
4	1	1	8
5	1	1	9
6	1	2	10
7	1	3	11
8	1	4	12
9	1	5	13
10	1	6	14
11	1	7	15
12	1	8	16
13	1	9	17

14	1	10	18
15	1	11	19
16	1	12	20
17	1	13	21
18	1	14	22
19	1	15	23
20	1	16	24
21	1	17	25
22	1	18	26
23	1	19	27
24	1	20	28
25	1	21	29
26	1	22	30
27	1	23	31
28	1	24	32
29	1	25	33
30	1	25	34
31	1	26	35
32	1	26	36
33	1	27	37
34	1	27	38
35	1	28	39
36	1	28	40
37	1	29	41
38	1	30	41
39	1	31	42
40	1	32	42
41	1	33	43
42	1	34	43
43	1	35	44
44	1	36	44
45	1	37	45
46	1	37	46
47	1	38	47
48	1	38	48
49	1	39	49
50	1	39	50
51	1	40	51
52	1	40	52
53	1	41	53
54	1	42	53
55	1	43	54
56	1	44	54

57	1	45	55
58	2	45	55
59	3	46	56
60	4	46	56
61	5	47	57
62	6	47	58
63	7	48	59
64	8	48	60
65	9	49	61
66	10	49	61
67	11	49	61
68	12	50	62
69	13	50	62
70	14	50	62
71	15	51	63
72	16	51	63
73	17	51	63
74	18	52	64
75	19	52	64
76	20	52	64
77	21	53	65
78	22	53	65
79	23	53	66
80	24	54	66
81	25	54	67
82	26	54	67
83	27	55	68
84	28	55	68
85	29	55	69
86	30	56	69
87	31	56	69
88	32	56	70
89	33	57	70
90	33	57	70
91	34	57	71
92	34	57	71
93	35	58	71
94	35	58	72
95	36	58	72
96	36	58	72
97	37	59	73
98	38	59	73
99	39	59	74

100	40	59	74
101	41	60	75
102	42	60	75
103	43	60	76
104	44	60	76
105	45	61	77
106	46	61	77
107	47	61	78
108	48	62	78
109	49	62	79
110	50	62	79
111	51	63	80
112	52	63	80
113	53	63	81
114	54	64	82
115	55	64	83
116	56	64	84
117	57	65	85
118	57	65	86
119	58	65	87
120	58	66	88
121	59	66	89
122	59	66	90
123	60	67	91
124	60	67	92
125	61	67	93
126	61	68	94
127	62	68	95
128	62	68	96
129	63	69	97
130	63	69	98
131	64	69	99
132	64	69	100
133	65	69	101
134	65	70	102
135	66	70	103
136	66	70	104
137	67	70	105
138	67	70	106
139	68	71	107
140	68	71	108
141	69	71	109
142	69	71	110

143	70	71	111
144	70	72	112
145	71	72	113
146	71	72	114
147	72	72	115
148	72	72	116
149	73	73	117
150	73		118
151	74		119
152	74		120
153	75		121
154	75		121
155	76		121
156	76		121
157	77		121
158	77		
159	78		
160	78		
161	79		
162	79		
163	80		
164	80		
165	81		

給料表（３）

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給	
号給	2 級	3 級
1	1	1
2	1	1
3	1	1
4	1	1
5	1	1
6	1	1
7	1	1
8	1	1
9	1	1
10	1	1
11	1	1
12	1	1
13	1	1
14	1	1
15	1	1

16	1	1
17	1	1
18	1	1
19	1	1
20	1	1
21	1	1
22	1	2
23	1	3
24	1	4
25	1	5
26	1	6
27	1	7
28	1	8
29	1	9
30	2	10
31	3	11
32	4	12
33	5	13
34	6	14
35	7	15
36	8	16
37	9	17
38	10	18
39	11	19
40	12	20
41	13	21
42	14	22
43	15	23
44	16	24
45	17	25
46	18	26
47	19	27
48	20	28
49	21	29
50	21	29
51	22	30
52	22	30
53	23	31
54	23	31
55	24	32
56	24	32
57	25	33
58	25	33

59	25	33
60	25	34
61	26	34
62	26	34
63	26	35
64	26	35
65	27	35
66	27	36
67	27	36
68	27	36
69	28	37
70	28	37
71	28	37
72	28	37
73	29	37
74	29	38
75	29	38
76	29	38
77	29	38
78	30	38
79	30	39
80	30	39
81	30	39
82	30	39
83	31	39
84	31	40
85	31	40
86	31	40
87	31	40
88	32	40
89	32	41
90	32	41
91	32	41
92	32	41
93	33	42
94	33	42
95	33	42
96	33	42
97	33	43
98	34	43
99	34	43
100	34	43
101	34	44

102	34	44
103	35	44
104	35	44
105	35	45
106	35	
107	35	
108	36	
109	36	

給料表（４）

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			
号給	２級	３級	４級	５級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	2	1
11	1	1	3	1
12	1	1	4	1
13	1	1	5	1
14	1	2	6	1
15	1	3	7	1
16	1	4	8	1
17	1	5	9	1
18	1	6	10	1
19	1	7	11	1
20	1	8	12	1
21	1	9	13	1
22	1	10	14	1
23	1	11	15	1
24	1	12	16	1
25	1	13	17	1
26	1	14	18	1
27	1	15	19	1
28	1	16	20	1
29	1	17	21	1
30	1	18	22	1

31	1	19	23	1
32	1	20	24	1
33	1	21	25	1
34	2	22	26	2
35	3	23	27	3
36	4	24	28	4
37	5	25	29	5
38	6	26	30	6
39	7	27	31	7
40	8	28	32	8
41	9	29	33	9
42	10	30	34	10
43	11	31	35	11
44	12	32	36	12
45	13	33	37	13
46	14	34	38	14
47	15	35	39	15
48	16	36	40	16
49	17	37	41	17
50	18	37	42	18
51	19	38	43	19
52	20	38	44	20
53	21	39	45	21
54	22	39	46	22
55	23	40	47	23
56	24	40	48	24
57	25	41	49	25
58	26	42	50	26
59	27	43	51	27
60	28	44	52	28
61	29	45	53	29
62	30	45	54	30
63	31	46	55	31
64	32	46	56	32
65	33	47	57	33
66	34	47	58	34
67	35	48	59	35
68	36	48	60	36
69	37	49	61	37
70	37	50	61	38
71	38	51	62	39
72	38	52	62	40
73	39	53	63	41

74	39	53	63	42
75	40	54	64	43
76	40	54	64	44
77	41	55	65	45
78	42	55	66	46
79	43	56	67	47
80	44	56	68	48
81	45	57	69	49
82	45	57	69	50
83	46	58	70	51
84	46	58	70	52
85	47	59	71	53
86	47	59	71	54
87	48	60	72	55
88	48	60	72	56
89	49	61	73	57
90	50	61	73	58
91	51	61	74	59
92	52	62	74	60
93	53	62	75	61
94	54	62	75	62
95	55	63	76	63
96	56	63	76	64
97	57	63	77	65
98	58	64	77	66
99	59	64	78	67
100	60	64	78	68
101	61	65	79	69
102	61	65	79	70
103	62	65	80	71
104	62	65	80	72
105	63	66	81	73
106	63	66	81	74
107	64	66	82	75
108	64	66	82	76
109	65	67	83	77
110	66	67	83	
111	67	67	84	
112	68	67	84	
113	69	68	85	
114	69	68	85	
115	70	68	86	
116	70	68	86	

117	71	69	87	
118	71		87	
119	72		88	
120	72		88	
121	73		89	
122	73		90	
123	73		91	
124	74		92	
125	74		93	
126	74		94	
127	75		95	
128	75		96	
129	75		97	
130	76		98	
131	76		99	
132	76		100	
133	77		101	
134	77			
135	77			
136	77			
137	78			
138	78			
139	78			
140	78			
141	79			
142	79			
143	79			
144	79			
145	80			

給料表（５）

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			
号給	2 級	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1

9	1	1	1	1
10	1	1	2	1
11	1	1	3	1
12	1	1	4	1
13	1	1	5	1
14	1	2	6	1
15	1	3	7	1
16	1	4	8	1
17	1	5	9	1
18	1	6	10	1
19	1	7	11	1
20	1	8	12	1
21	1	9	13	1
22	1	10	14	1
23	1	11	15	1
24	1	12	16	1
25	1	13	17	1
26	1	14	18	1
27	1	15	19	1
28	1	16	20	1
29	1	17	21	1
30	2	18	22	1
31	3	19	23	1
32	4	20	24	1
33	5	21	25	1
34	6	22	26	2
35	7	23	27	3
36	8	24	28	4
37	9	25	29	5
38	10	26	30	6
39	11	27	31	7
40	12	28	32	8
41	13	29	33	9
42	14	30	34	10
43	15	31	35	11
44	16	32	36	12
45	17	33	37	13
46	18	34	38	14
47	19	35	39	15
48	20	36	40	16
49	21	37	41	17
50	22	37	42	18
51	23	38	43	19

52	24	38	44	20
53	25	39	45	21
54	26	39	46	22
55	27	40	47	23
56	28	40	48	24
57	29	41	49	25
58	30	42	50	26
59	31	43	51	27
60	32	44	52	28
61	33	45	53	29
62	34	45	54	30
63	35	46	55	31
64	36	46	56	32
65	37	47	57	33
66	37	47	58	34
67	38	48	59	35
68	38	48	60	36
69	39	49	61	37
70	39	50	61	38
71	40	51	62	39
72	40	52	62	40
73	41	53	63	41
74	42	53	63	42
75	43	54	64	43
76	44	54	64	44
77	45	55	65	45
78	45	55	66	46
79	46	56	67	47
80	46	56	68	48
81	47	57	69	49
82	47	57	69	50
83	48	58	70	51
84	48	58	70	52
85	49	59	71	53
86	50	59	71	54
87	51	60	72	55
88	52	60	72	56
89	53	61	73	57
90	54	61	73	58
91	55	61	74	59
92	56	62	74	60
93	57	62	75	61
94	58	62	75	62

95	59	63	76	63
96	60	63	76	64
97	61	63	77	65
98	61	64	77	66
99	62	64	78	67
100	62	64	78	68
101	63	65	79	69
102	63	65	79	70
103	64	65	80	71
104	64	65	80	72
105	65	66	81	73
106	66	66	81	74
107	67	66	82	75
108	68	66	82	76
109	69	67	83	77
110	69	67	83	
111	70	67	84	
112	70	67	84	
113	71	68	85	
114	71	68	85	
115	72	68	86	
116	72	68	86	
117	73	69	87	
118	73		87	
119	73		88	
120	74		88	
121	74		89	
122	74		90	
123	75		91	
124	75		92	
125	75		93	
126	76		94	
127	76		95	
128	76		96	
129	77		97	
130	77		98	
131	77		99	
132	77		100	
133	78		101	
134	78			
135	78			
136	78			
137	79			

138	79			
139	79			
140	79			
141	80			

３．職員を降格させた場合におけるその者の号給は、別に定める場合を除き、次に定める号給とする。

（１）降格した前日に受けていた号給（以下「降格前号給」という。）が昇格時対応号給表の昇格後の号給欄に定める号給のいずれかに該当するとき、その号給に対応する昇格した日の前日に受けていた号給欄に掲げる号給

（２）降格前号給が昇格時対応号給表の昇格後の号給欄に定める号給にないとき（昇給後の号級欄の最低の号給より低い場合を除く。）降格した職務の級の最高の号給

（３）降格前号給が昇格時対応号給表の昇格後の号給欄に定める号給にないとき（前号に該当する場合を除く。）降格した職務の級の最低の号給

（４）（１）の規定により降格させる場合において、降格した日の前日に受けていた号給に対応する昇格した日の前日に受けていた号給欄に定める号給が二以上あるときは、最も上位の号給とする。

（５）職員を降格させた場合において、当該降格が二級以上下位の職務の級への降格であるときにおけるこの規定の適用については、それぞれ一級下位の職務の級への降格が順次行われたものとして取り扱うものとする。

４．職員を給料表の適用を異にして他の職に異動させる場合の職務の級は、その転職後の職務に応じたものとする。また異動後の号給は、その者の転職の日の前日の号給と同じ額の号給（同じ額の号給がないときは、当該号給の直近上位の額の号給）とする。

別表１１（第15条）　　初任給調整手当基準表（１）

支給期間	月　額	支給期間	月　額
医大卒		医大卒	
1～20年未満	175,100	31年未満	96,100
21	167,500	32	89,900
22	159,900	33	83,600
23	152,400	34	78,800
24	144,900	35	74,200
25	137,100	36	69,600
26	130,200	37	65,100
27	123,100	38	60,700
28	116,300	39	56,700
29	109,300	40	52,000
30	102,400		

（備考）支給対象は、給料表（３）の適用職員とする。

全部改正〔平成18年規程2号〕

別表 12（第 25 条）欠勤者又は休職者等の給与支給基準

一部改正〔平成 10 年規程 4 号・21 年 9 号〕

原因		給与支給基準
欠勤	1　業務上の負傷、疾病による欠勤	過去３月の平均給与日額　ただし、労働者災害補償保険法の適用を受ける場合にあっては、平均給与日額から休業補償等の給付金を差し引いた額
	2　結核性疾患による欠勤	欠勤した日から１年間は給与の全額
休暇	1　就業規程第 41 条	病気休暇を認められた日から引き続く 90 日間は給与の全額、90 日間を超えるときは給与を支給しない。
	2　就業規程第 42 条	介護休暇を認められ、実際に介護休暇を利用し、勤務をしなかった日又は時間について、給与を減額する。
休職	1　就業規程第 19 条第１項第１号	休職期間の範囲内で、勤続年数に応じて別に定める普通休養期間は給与の全額、特別休養期間は給与の半額
	2　同第２号	休養期間が満 1 年に達するまでは、給与の 100 分の 80 の額、1 年を超えるときは、給与を支給しない。
	3　同第３号	給与の 100 分の 60 の額以内で理事長の定める額
	4　同第４号から第７号まで	理事長の定める額

（注）給与支給基準欄中、給与とは、給料、扶養手当、地域手当及び住居手当をいう。

別表 13（第 18 条関係）　追加〔平成元年規程 6 号〕一部改正〔平成 3 年規程 2 号・4 年 8 号・6 年 3 号・15 年 2 号〕

職員の区分 自転車等の片道の使用距離の区分	1　2以外の職員	2　身体に障害を有する職員で理事長が定めるところにより通勤が困難であると認められるもの
5キロメートル未満	2,600 円	3,900 円
5キロメートル以上 10 キロメートル未満	3,000	5,300
10 キロメートル以上 15 キロメートル未満	5,000	8,100
15 キロメートル以上 20 キロメートル未満	7,000	10,900
20 キロメートル以上 25 キロメートル未満	9,000	13,700
25 キロメートル以上 30 キロメートル未満	11,000	16,500
30 キロメートル以上 35 キロメートル未満	11,000	19,300
35 キロメートル以上 40 キロメートル未満	13,000	22,100
40 キロメートル以上	13,000	24,900